

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

(大量保有報告書又は変更報告書の提出に関する経過措置)

第二条 この府令の規定による改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（次項において「新令」という。）第二条第二項の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第二十七条の二十三第一項の規定により提出する大量保有報告書について適用し、この府令による改正前の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（次項において「旧令」という。）第二条の規定により施行日前に提出した大量保有報告書については、なお従前の例による。

2 新令第八条第二項の規定は、施行日以後に法第二十七条の二十五第一項の規定により提出される変更報告書について適用し、旧令第八条の規定により施行日前に提出した変更報告書については、なお従前の例による。